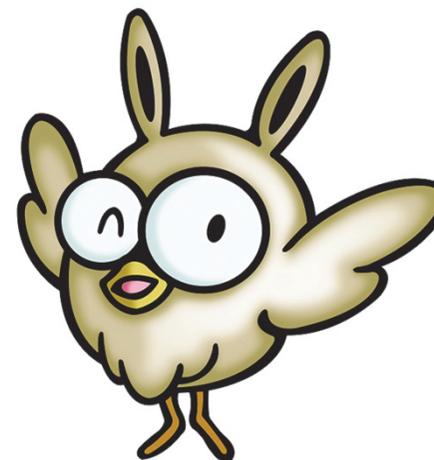


平成30年度政策評価に関する統一研修

# 規制の政策評価に関する研修 テキスト

---

平成31年2月14日（木）



ひょうちゃん  
(政策評価マスコットキャラクター)

# 規制の政策評価の位置付け

## 規制の政策評価の目的

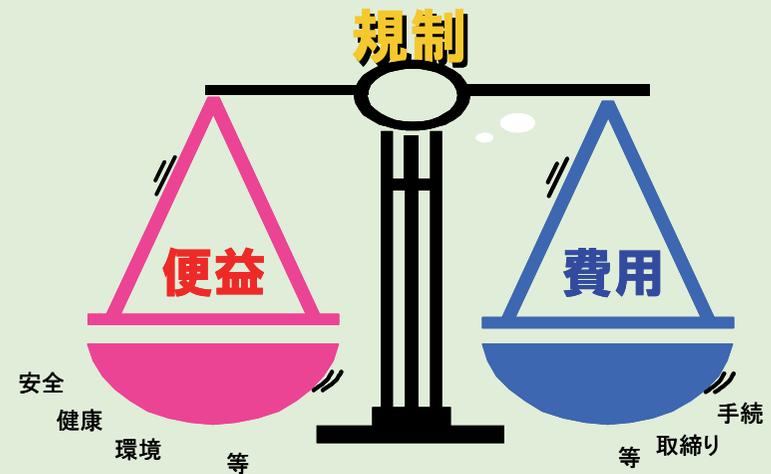
- ① 発生する効果や負担を予測することにより、規制の新設・改廃の可否や規制の具体的な内容・程度の検討に資すること。
- ② 国民や利害関係者に対して規制の必要性やあり得る影響について情報を提供し、説明責任を果たすこと。

規制がもたらす効果（便益）と費用（負担）を比較・分析することで、効果が費用を正当化できるかどうかを評価する。

安全、防災、環境保全、消費者保護等の行政目的の実現により得られるプラスの面

>

規制により発生する国民の負担（設備投資や手続費用）などのマイナスの面



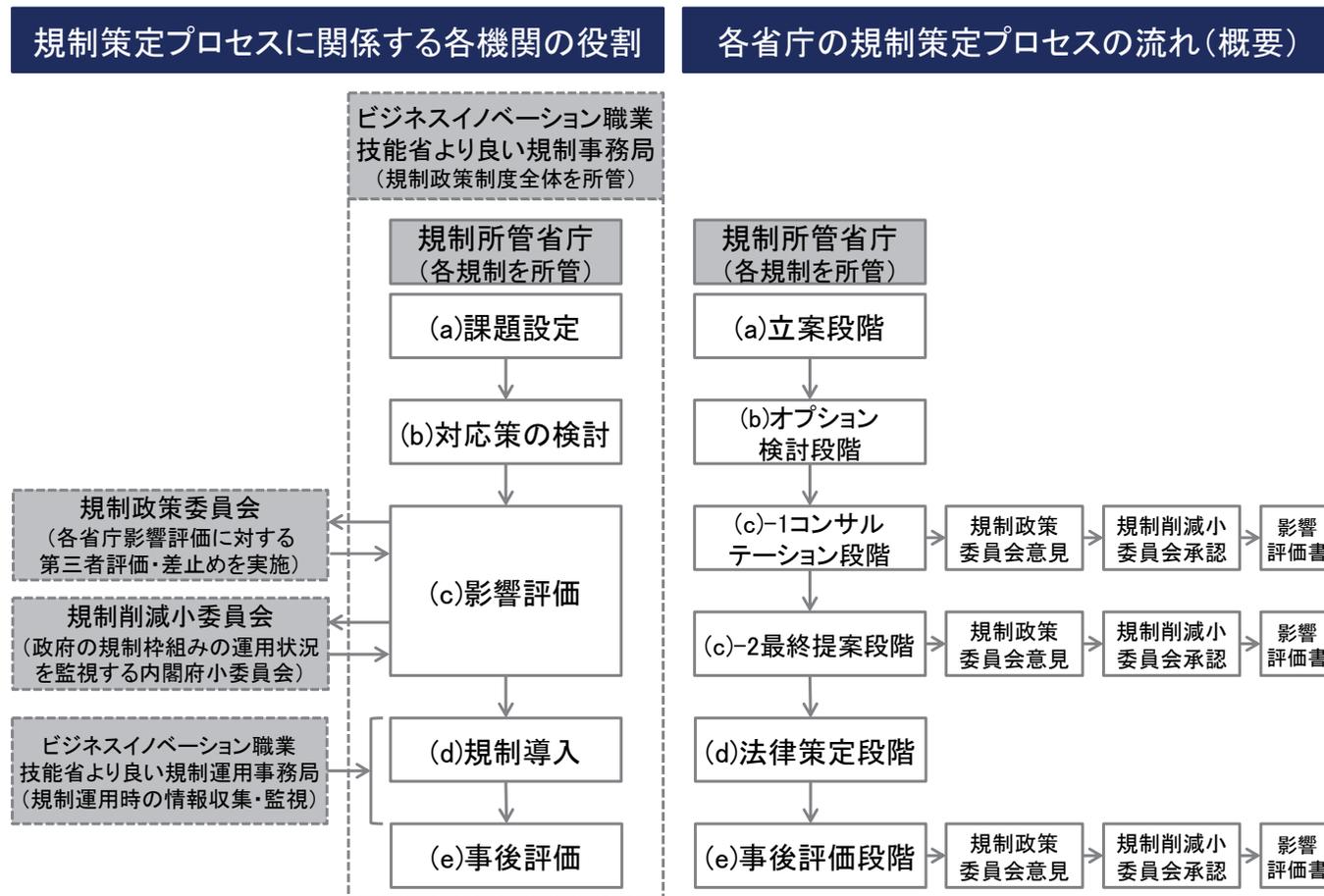
特に①の目的を達成するためには、  
規制の立案・検討段階において、  
事前評価を活用する必要。

①の目的が  
重要！

## <参考>

欧米を中心とする諸外国では、規制策定プロセスの一部として規制影響評価（Regulatory Impact Assessment: RIA）が取り込まれている。

例：英国における規制策定プロセスに関する各機関の役割と各省庁の規制策定プロセスの流れ



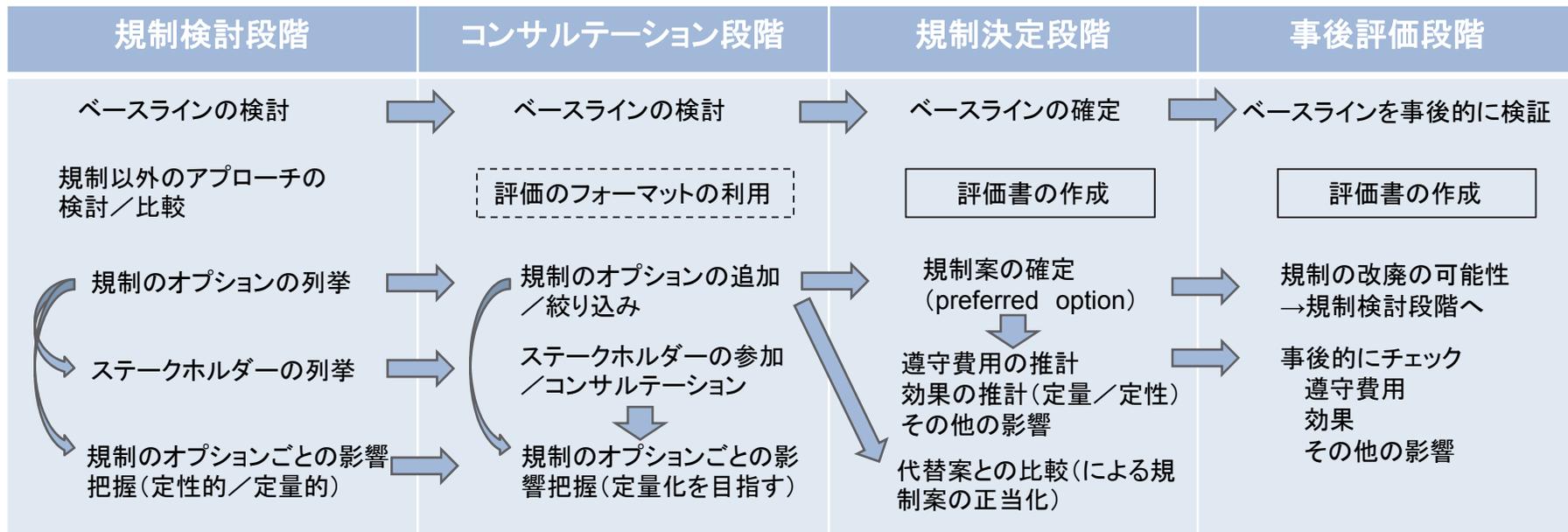
出典：英国における規制の政策評価に関する調査研究（平成28年3月総務省）

# 規制のライフサイクルにおける評価の活用方法

## ■ 規制のライフサイクル

- 規制の事前評価が最も効果を発揮するのは、規制の検討時期に内容決定の参考資料として用いられる場合であり、規制の検討から見直しに至るまでの一連を「規制のライフサイクル」と捉え、各段階での評価の活用方法を提示。

### <規制立案プロセスと規制の政策評価プロセス>



(説明)

- ・規制検討段階: 課題が明らかになり、何らかの対応が必要となった際に、規制を含めたその対応を行政機関内の担当部署で検討している段階。
- ・コンサルテーション段階: 規制案について、審議会等での検討・議論や利害関係者からの意見聴取等を行う段階。
- ・規制決定段階: コンサルテーション段階後、法案の国会提出準備や政令案決定に向けたパブリックコメント等を行う段階。
- ・事後評価段階: 導入された規制について、見直しを検討する段階。

規制の策定プロセスの各段階で、規制の事前評価における各要素を活用して、内部での検討や審議会・ステークホルダーとの議論のたたき台として活用。

→ 活用状況を、評価書の「その他の関連事項」欄に記載。

# 規制の政策評価の対象

## 事前評価を行うことが義務付けられる政策

- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第6号」
- ・ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により
  - ・ 規制（国民の権利を制限し又はこれに義務を課する作用（総務省令で定めるものを除く））の新設又は改廃を目的とする政策

## 総務省令で除かれているもの

- ・ 国税又は地方税の賦課又は徴収
- ・ 裁判手続及びこれに付随する手続
- ・ 犯罪の捜査又は少年事件の調査
- ・ 補助金等の交付の申請手続等
- ・ その他

## 次の政策は義務付け対象外

- 「国民」に対する作用ではない規定
- 「権利を制限し、又は義務を課する」作用ではない規定
- その作用の性質が規制の事前評価を行うのにふさわしくない規定

## 【対象外となるケース（規制の政策評価の実施に関するガイドライン）】

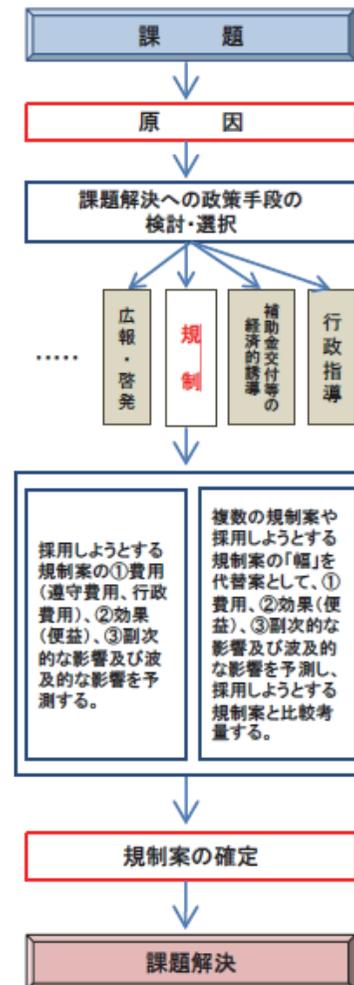
- ① 一般国民と行政機関との関係とは異なる関係を行政機関との間で有する者に対する作用である規定
  - ・ 国の行政機関又は地方公共団体に対して、その固有の資格により適用される規定
  - ・ 独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人等のみ適用される規定
  - ・ 公務員又は公務員であった者、行政機関や国立大学法人が設置する学校の学生、外国（法）人のみ適用される規定
- ② 犯罪及びこれに対する刑罰を一体として定める規定
- ③ 市民社会における対等な私人間のルールを定める規定
- ④ 国民の権利を制限し、又は義務を課す作用を実質的に持たない規定
- ⑤ 社会通念に照らして行政目的によるものではないことが明らかである規定

※ 迷う場合は、総務省行政評価局政策評価課にご相談ください。

# 規制の事前評価の進め方

- 規制の事前評価に当たっては、次の6項目に沿って進める。
- 必ずしもこの順番で進める必要はなく、規制のライフサイクルに沿って必要な要素から検討する。

<p>STEP1 規制の目的、内容及び 必要性</p>	<p>現状の課題を示し、規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性を説明する。 またベースラインを設定し、非規制手段も含めて比較検討する。</p>
<p>STEP2 影響の評価</p>	<p>規制の影響を可能な限り定量的に把握する。 ①影響項目(直接・間接)の列挙 ②直接的な費用について特別な理由がない限り金銭価値化、少なくとも定量的に把握 ③直接的な効果(便益)を可能な限り定量的に推計(金銭価値化できれば望ましい) ④副次的な影響・波及的な影響について可能な範囲で定量的に把握</p>
<p>STEP3 費用と効果(便益)の関係</p>	<p>効果(便益)が費用を正当化できるか分析し、その結果を論理的に説明する。</p>
<p>STEP4 代替案との比較</p>	<p>想定される代替案(規制手段)についても、同様の分析を行い比較する。</p>
<p>STEP5 その他の関連事項</p>	<p>規制の検討段階やコンサルテーション段階における評価の活用状況を説明する。</p>
<p>STEP6 事後評価の実施時期等</p>	<p>事後評価において、費用・効果(便益)・間接的な影響を把握するための指標を設定する。</p>



# 規制の目的、内容及び必要性 ~ベースライン~

- 規制の新設又は改廃を実施しなかったら、この先どのようになるのかを想定し、これをベースラインとした上で、規制の新設又は改廃を実施した場合と比較して、その差分を規制の新設又は改廃の影響と考える。
- ベースラインは、5～10年度後程度を想定しているが、課題によっては、さらに長期を想定する場合もあり得る。また、現状がこの先変化しないと見込まれる場合等では現状をそのままベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断する必要がある。

(例)

○ …に関するベースライン

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
…	○	○	○	○	○	○	○	○	○

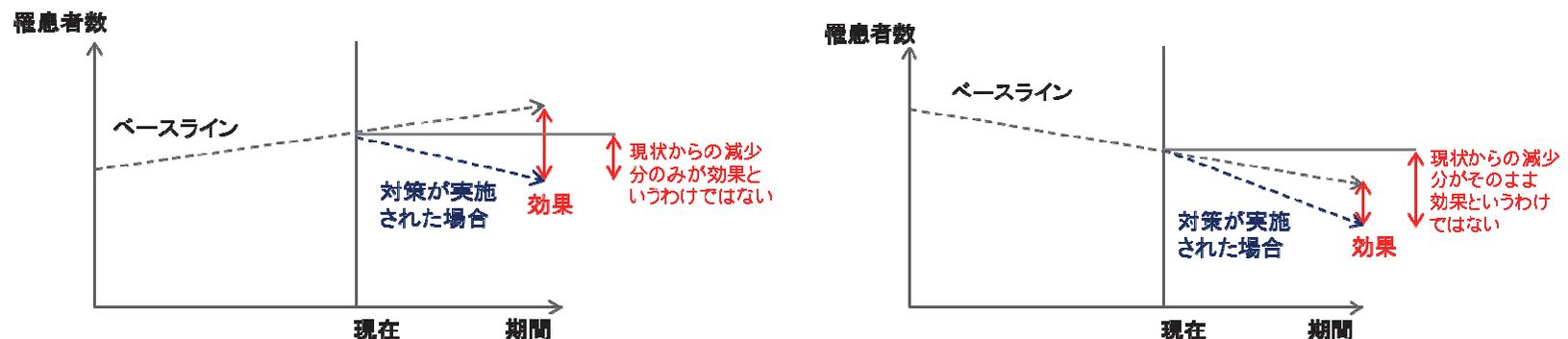
※H28まで実績

※H29から推計

※ 平成25～28年度の数値は、「…統計」に基づき記載

※ 平成29～33年度の数値は、過去の推移に基づく推計値を記載

## 【ベースラインから効果を測定する場合の留意点】



# 規制の目的、内容及び必要性

## ～課題及びその発生原因、課題解決の手段の検討～

- なぜ規制を行うのかについて、現状の制度や社会経済情勢等を踏まえ、その背景、課題、課題発生の原因、課題解決の手段について記載。
- 具体的には、「課題及びその発生原因」「規制以外の政策手段の検討」「規制の内容」に分けて記載することが望ましい。

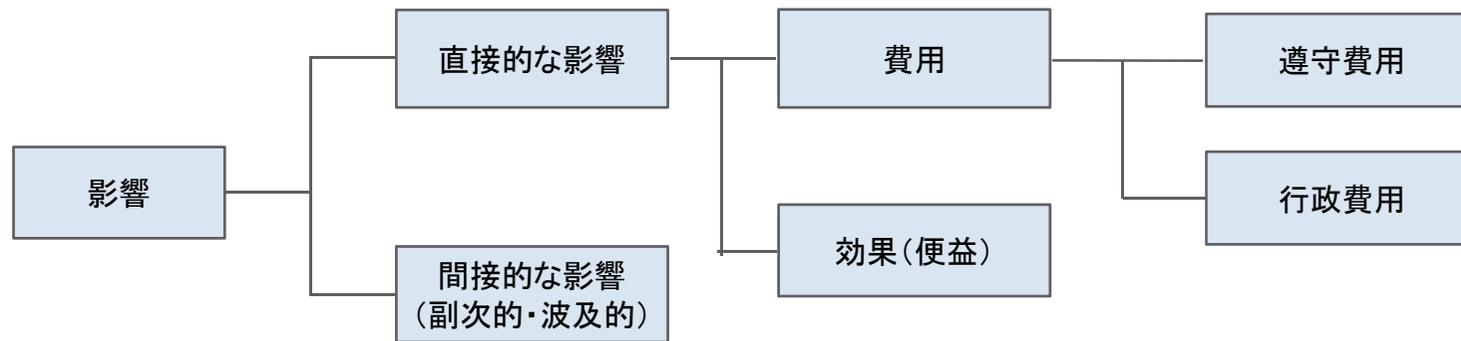
### <規制以外の手段の例>

区分	取組	内容
経済的インセンティブ	課税、課徴金	規制対象の行動や行動の結果に対して、税金を課したり、課徴金を追加し、規制に代わる行動を促す。
	助成金、税制優遇	規制の対象となる行動等を行わないことやその結果に対して、助成金を交付したり、税制優遇を行うことで、規制に代わる行動を促す。
	取引可能な許可	二酸化炭素排出権取引にみられるように、取引可能な所有権や許可を設定し、規制に代わる行動を促す。
情報提供	啓発、キャンペーン	キャンペーンにより、十分な周知を図るとともに啓発・啓蒙を進め、規制に代わる行動を促す。
	きめ細かな情報提供	きめ細かな情報提供等により、周知を図るとともに啓発・啓蒙を進め、規制に代わる行動を促す。
自発的アプローチ	強制力のない認証制度、品質保証マーク等	強制力はないものの、認証制度や品質保証マーク等により取得した資格等により、対外的に認知度等が高まる。
	保証協定	自主的な保証協定の締結を促すことで、品質等の確保などの行動を促す。
	ガイダンス、行動規範	ガイダンスや行動規範を提示し、取組を促すことで、一定水準以上の行動を確保し、規制に代わる行動へとつなげる。
	自主基準、自主規制	自主基準や自主規制を実施してもらうことで、一定水準以上の行動を確保し、規制に代わる行動へとつなげる。

# 影響の評価 ～影響項目の列挙～

## ■ 影響の特定

- 規制の新設又は改廃によって、新たに発生又は変化する社会、経済、環境等への具体的な影響項目を可能な限り列挙する。
- 想定される影響は、以下のように類型化できる。



区分	概要
費用	規制の新設又は改廃によって発生する負の影響(費用)。 費用は、「遵守費用」(国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用)と、「行政費用」(規制主体(行政)が規制の導入や管理等のために負担する費用)とに分けられる。 例)設備の導入・維持管理のための費用、各種手続のための費用、行政費用:検査・モニタリングの費用等
効果(便益)	規制の新設又は改廃によって発生する正の影響(効果)。 なお、金銭価値化できた効果を「便益」という。 例)安全確保のための器具や施設の整備による被害の減少、規制緩和による手続き費用の減少等
間接的な影響 (副次的・波及的な影響)	規制の新設又は改廃によって間接的に発生する正及び負の影響 例)安全確保のための機器の設置が義務付けられることによって、対象事業者の経営が圧迫される等

# 影響の評価 ～直接的な費用～

- ・ 遵守費用は特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化する。
- ・ 行政費用は可能な限り定量化又は金銭価値化して記載する。

## ア 遵守費用の計算式例

	内部実施費用	外注費用
初回費用	事務作業費用 = 労働費用 (¥/時間) × 作業時間 (時間・分) × 実施回数 (回) × 影響を受ける企業数 (社)	事務作業費用 = 購買費用 (¥) × 実施回数 (回) × 影響を受ける企業数 (社)
継続費用	事務作業費用 = 労働費用 (¥/時間) × 作業時間 (時間・分) × 実施回数 (回/年) × 実施頻度 (何年に1回) × 影響を受ける企業数 (社)	事務作業費用 = 購買費用 (¥) × 実施回数 (回/年) × 実施頻度 (何年に1回) × 影響を受ける企業数 (社)

### <参考> 遵守費用の代表的な費用要素

- ① 直接的な金銭支払い  
手数料や課徴金という形で直接行政に対して支払う費用要素。
- ② 設備投資費用  
通常初年度にまとめてかかる費用であり、耐用年数ごとに更新することになる。
- ③ ランニングコスト(運転費用)  
毎年その活動量に応じてかかる費用で、要素としては、電気・水道・ガス代、燃料費、人件費、計測費、委託費などが想定される。なお、減価償却費は含めてはならない。
- ④ 事務作業費用(※いわゆる行政手続費用)  
規制の要求に対応するために行う、情報の収集、書類の作成等に追加的にかかる費用。

## イ 行政費用の計算式例

行政費用の主なカテゴリー	計算式 (例)	
	初回費用	継続費用
研修実施	$\text{研修費用 (¥/時間)} \times \text{研修時間 (時間・分/回)} \times \text{実施回数 (回/年)} \times \text{主体数 (社・人・団体)}$	$\text{研修費用 (¥/時間)} \times \text{研修時間 (時間・分/回)} \times \text{実施回数 (回/年)} \times \text{主体数 (社・人・団体)}$
追加的な人員・体制の配置	$\text{労働費用 (¥/時間)} \times \text{作業時間 (時間・分)} \times \text{実施回数 (回/年)} \times \text{主体数 (社・人・団体)}$	労働費用 (¥/時間) × 作業時間 (時間・分/回) × 実施回数 (回/年) × 主体数 (社・人・団体) 又は、 追加的人件費 (¥/人) × 必要人員数 (人/対象) × 主体数 (社・人・団体)
ライセンス付与、認可、認証		
検査・評価の実施、モニタリング		
情報提供、ガイドライン等作成		
事業者支援 (補助金)	$\text{補助金額 (¥)} \times \text{主体数 (社・人・団体)} \times \text{実施回数 (回/年)}$	$\text{補助金額 (¥)} \times \text{対象数 (社・人・団体)} \times \text{実施回数 (回/年)}$

# 影響の評価 ～直接的な費用～

## ＜遵守費用（事務手続費用）及び行政費用の事例＞

【国土交通省の事前評価：都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案、誘導施設に係る休廃止の届出制度の創設】

### ○規制の概要

地域の核となる誘導施設（商業施設や医療施設等）撤退による都市のスポンジ化（空き家等がランダムに発生）の進行を阻止するため、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休廃止する者は30日前までに市町村長に届け出ることとし、市町村長は、必要な助言・勧告をすることができる。

### ○費用の推計

費用の区分	費用要素	算定方法
遵守費用	届出に係る人件費	$約815万円 = 2,718円/時間 \times 1時間 \times 600件 \times 5年$ 労働単価：2,718円/時間（民間給与等実態統計調査の年間平均給与485万円÷労働統計要覧の年間総労働時間1,784時間）、書類作成時間：30分、窓口届出時間（移動含む）：30分、届出件数見込み：600件/年
	届出に係る移動費	$約20万円 = 4.2km \div 16km/\ell \times 130.8円 \times 2（往復化） \times 600件 \times 5年$ 役所までの片道距離：4.2km（日本の総面積を総市町村数で除して市町村の平均面積を算出し、市町村の形状を円形と仮定し、役場が円の中心にあると仮定して、円の面積から半径を算出。半径の半分が平均距離として算出）、燃費：16km/ℓ（自動車燃費一覧）、ガソリン単価：130.8円/ℓ（石油製品価格調査）
行政費用	広報用のちらし費	$8,800円 = 1.1円 \times 8,000施設$ ちらし1枚：1.1円（標準的なフライヤー、A4、片面カラー）、周知・広報先：8,000施設
	届出受理の人件費	$約41万円 = 2,718円/時間 \times 1/20時間 \times 600件 \times 5年$ 届出受理時間：3分
	勧告に係る人件費	$約11万円 = 2,718円/時間 \times 8時間 \times 1件 \times 5年$ 勧告検討時間：1人・8時間、勧告件数見込み：1件/年

# 影響の評価 ～直接的な効果～

- 効果(便益)について、受益者を示した上で、可能な限り定量的に推計する。

$$\text{便益価値} = \text{原単位} \times \text{主体数} \times \text{発生確率}$$

## 参考 【便益要素ごとの金銭価値化の考え方】

便益要素		金銭価値化の方法	金銭価値化の考え方
市場財	時間	賃金分析	節減される時間に、単位時間あたりの賃金を乗することで推計する。 「年間賃金(¥)」/「年間労働時間(h)」
	訓練	収入・賃金分析	訓練による企業の収益増加分と社員の給与増加分をもとに推計する。 (「訓練後の収益」-「訓練前の収益」)+ (「訓練後の給与」-「訓練前の給与」)
非市場財	環境	仮想市場評価法	仮想市場を想定して、環境の改善に対して人々が支払ってもよいと考える額(支払意思額)、又は環境の悪化に対して人々が支払って欲しいと考える額(受入補償額)を尋ねることによって推計する。 「支払意思額又は受入補償額(¥/人)」×「影響を受ける主体の数(人)」
		ヘドニック法	環境の変化による、その土地の市場価格の変化をもとに推計する。環境等の質的な変化は、市場価格等にキャピタライズして帰着するという考えに基づいている。 (「改善後の地価(¥)」-「改善前の地価(¥)」)×「影響を受ける範囲」
	生命/健康	仮想市場評価法	仮想市場を想定して、長寿や健康のために人々が支払ってもよいと考える額(支払意思額)を尋ねることによって推計する。 「支払意思額(¥/人)」×「影響を受ける主体の数(人)」
	社会的便益	仮想市場評価法	仮想市場を想定して、社会的便益のために人々が支払ってもよいと考える額(支払意思額)を尋ねることによって推計する。 「支払意思額(¥/人)」×「影響を受ける主体の数(人)」
		代替法	代替可能な市場財に人々が支払う費用(価格)をもとに推計する。 「代替財の価値(¥)」×「規模」
施設	トラベルコスト法	訪問地までの旅行費用(トラベルコスト)と訪問回数との関係をもとに推計する。 「旅行費用(¥/人)」×「影響を受ける主体の数(人)」	

# 影響の評価 ～直接的な効果～

## <原単位例>

□統計的(確率的)生命価値(VSL)□

金銭的損失額と非金銭的損失額(※)の合計	約2億4,500万円
----------------------	------------

※ 死亡確率の微小な減少に対する最大支払意思額をアンケートによって尋ねて得られた統計的(確率的)生命価値(VSL)

【出典】内閣府「交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査報告書」(平成24年3月)  
(URL: <http://www8.cao.go.jp/koutu/chou-ken/h23/houkoku.html>)

単位：千円

内 訳		死亡	後遺傷害	傷害	
金銭的損失	人的損失	逸失利益・治療関係費・葬祭費	16,025	6,379	256
		慰謝料	12,290	1,485	300
		人的損失 計	28,315	7,864	555
	物的損失・事業主体損失・公的機関等損失		3,204	1,803	1,064
	金銭的損失 計		31,518	9,667	1,619
非金銭的損失	死傷損失	213,000	8,587	237	
総計(慰謝料分除外)		232,228	16,769	1,557	
総計(慰謝料分除外せず)		244,518	18,254	1,856	

※四捨五入のため、各集計欄の合計は必ずしも一致しない。

# 影響の評価 ～直接的な効果～

## <効果（便益）の事例>

【警察庁の事前評価：古物営業法の一部を改正する法律案、許可単位の見直し】

### ○規制の概要

二以上の公安委員会が管轄する区域において古物営業を営もうとする者は、営業所等が所在する都道府県ごとに公安委員会に許可申請を行い、その都度40日程度の期間を経て許可が行われていたところ、一の公安委員会（主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会）の許可を受ければ他の公安委員会の許可を要しないこととし、許可申請事項に変更が生じた場合は主たる公安委員会への届出とするもの。

### ○効果（便益）の推計

効果（便益）要素	算定方法
売上げの増加	$\text{約40億円/年} = 705\text{件} \times \text{約100万円} \div 7\text{日} \times 40\text{日}$ $\sim$ $\text{約81億円/年} = 705\text{件} \times \text{約200万円} \div 7\text{日} \times 40\text{日}$ 許可件数削減見込み：705件/年、1週間の売上高：約100万円～200万円（業界団体試算）、 許可所要日数の削減見込み：40日/件
許可申請添付書類と手数料の削減（遵守費用削減）	$\text{約2,400万円} = (15,000\text{円} + 19,000\text{円}) \times 705\text{件}$ 添付書類（役員の住民票等）の取得費用：15,000円、公安委員会手数料：19,000円、 許可件数削減見込み：705件
許可申請から届出に変わることによる労働人件費削減（遵守費用削減）	$\text{約790万円} = (6\text{時間} - 30\text{分}) \times 33.81\text{円} \times 705\text{件}$ 許可申請書作成等所要時間：6時間、届出書類作成等所要時間：30分、 労働単価：33.81円/分（民間給与等実態統計調査の年間平均給与422万円 $\div$ (60分 $\times$ 8時間 $\times$ 5日 $\times$ 52週)）

# 影響の評価 ～副次的な影響、波及的な影響～

- ・ 規制によって直接的にもたらされる費用や効果のみならず、間接的にもたらされる正又は負の影響も把握する必要がある。
- ・ 可能な部分は定量化するのが望ましい。

## ◇副次的な影響及び波及的な影響の考え方◇

考え方	例
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 規制を直接受ける者以外に大きな影響が見込まれる場合に記載する。</li><li>・ 副次的な影響は、規制の新設又は改廃により直接意図したものではない正又は負の影響を指す。CO2排出量等の環境に与える影響や人々の行動変化を通じた影響が挙げられる。</li><li>・ 波及的な影響は、特定の地域、産業部門や中小企業等に与える影響、市場の競争状況に与える影響（※）、産業連関や貿易といった市場を通じた影響等を指す。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 規制することによる、関係する周辺の商業施設等への経済的負の影響</li><li>・ 規制することによる、事業者間の競争への負の影響</li></ul>

※ 波及的な影響のうち、競争状況に与える影響については、公正取引委員会が別に定めるところにより把握する。

## <留意点>

- ・ 規制緩和の場合、元々当該規制が必要とされた理由があるはずであり、それを緩和するということは、技術革新や社会経済情勢の変化があったとか、元々過大な規制だったということでなければ、何らかのリスクが発生すると考えられる。
- ・ そのため、元々当該規制が必要とされた理由から考えて、緩和することに伴うリスクの発生の有無を分析して記載するのが望ましい。

# 影響の定量化について

- 費用、効果等の影響については可能な限り定量化・金銭価値化することとしているが、規制の政策評価においては、必ずしも正確な数値を求めているわけではなく、一定の仮定を置いて推計したり、幅を持たせた推計等も許容される。
- 費用や効果を定量的に示すことは、EBPM(証拠に基づく政策立案)にも資する。まずは一部でも定量化できないか検討し、それでも困難なものについて定性的に記載するのが適当。

## 定量化に当たって必要なデータ等の入手方法(例)

- 利害関係者からの情報収集
- 既存の政府統計
- 関連団体や企業等の公表情報
- アンケート調査
- モニタリング調査

※ 「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」(平成29年7月総務省行政評価局政策評価課)の【原単位データ等資料】もご参照ください。

## <留意点>

- 規制の立案過程において審議会や検討会で審議した資料などに、費用や効果に利用できるデータが掲載されている場合があります。
- 政府の成長戦略や基本方針等におけるKPIとして、費用や効果に利用できるデータが掲載されている場合があります。

# 費用と効果(便益)の関係

費用と効果(便益)を、定量化部分と定性的部分を含めて比較検討し、副次的な影響及び波及的な影響を踏まえた上で、期待される効果(便益)が費用負担を正当化できることを分かりやすく論理的に説明する。

手法	概要	備考
費用分析	規制案や代替案の費用のみを比較する。	規制案が代替案に対して効果が同等または高い場合に用いられる。
費用効果分析	1単位の効果を得るためにかかる費用、あるいは、同一の費用で何単位の効果が得られるか、という基準で比較する。 費用効果比：費用/効果	規制の効果が定量化されている場合は、費用効果分析を行う。この場合、基本的には、規制に費やす費用と得られる効果の関係が妥当であるかどうか評価する。複数案を相対比較する場合極めて有効である。
費用便益分析	費用と便益を同じ単位で比較する。(ともに金銭価値化されている) 純便益：便益－費用	規制の効果が金銭価値に置き換えられる場合は、便益から費用を引く形で費用便益分析を行い、差分である純便益が最大化されているかどうかを判断する。

# 費用及び効果の定量化がなされている推奨事例

法令名：古物営業法の一部を改正する法律案

府省名：警察庁

規制名：営業制限の見直し

規制区分：緩和

【古物を受け取ることができる場所】

	営業所	住所等	その他
現行	○	○	×
改正	○	○	○ (仮設店舗)

## 【課題】

催事場等で開催される古物の展示即売会等において古物の売買契約が成立した場合であっても、古物を受け取るためには、取引の相手方が営業所に赴く等の必要があり、古物の買取り機会が制約を受けている。

## 【原因】

盗品等の流入を防止する観点から、古物営業法に基づき、古物商に対し古物の受取りをする場所を制限している。

## 【課題解決の手段】

・規制緩和  
(行政指導、補助金、啓発等の手段は考えられない)

## 【規制(改正)案の内容】

事前に公安委員会に日時・場所の届出をすれば、仮設店舗においても古物を受け取ることができることとする。

## 【費用】

<遵守費用：届出に要する費用（事務手続費用）>

約2億840万円 = 33.81円×45分×13万7千件

労働単価：33.81円/分（民間給与等実態統計調査の年間平均給与422万円÷（60分×8時間×5日×52週））、届出に要する時間：45分、届出件数見込み：13万7千件

<行政費用：届出処理費用>

約1億9100万円 = 66.37円×(20分×13万2300件+32分×4700件)+79.44円×0.5分×13万7千件

労働単価：66.37円/分（地方交付税関係参考資料の職員給与単価828万円÷（60分×8時間×5日×52週））、79.44円/分（同資料の所属長級給与単価）、届出処理時間：20分（営業所所在公安委員会経由：32分）、届出件数見込み：13万7千件（経由：4700件）、所属長決裁時間：0.5分

<行政費用：警察職員が仮設店舗を監督する費用>

約180万円 = (66.37円×79分+79.44円×1分)×340件

監督時間：79分、監督件数見込み：340件

<間接的影響>

盗品等の処分に仮設店舗が利用されるおそれ→適切な監督によりその影響は限定的

## 【便益】

売り上げの増加  
約62億円

業界団体の試算

# 代替案との比較

- 想定され得る代替案を設定し、代替案についても同様の分析を実施し、規制案との比較を行う。  
→より効果的・効率的な手段がないか検討した上で、規制案が最も効果的・効率的であることを説明する。
- なお、ここでいう代替案は、本案と内容が異なる規制の案のことであり、ガイドラインや行政指導といった非規制案との比較は、「規制の目的、内容及び必要性」で行う。

## <代替案の例>

視点	内容
①適用対象範囲の変更	適用対象範囲の拡大・縮小、または対象自体を変更したケースを想定
②対象の要件による変更	適用対象における要件の基準・定義・範囲を変更したケースを想定
③適用時期、発効時期の変更	適用や発効の時期やタイミングを変更したケースを想定
④規制の水準・レベルの変更	規制の水準・レベルをより厳格にした場合、緩和したケースを想定
⑤規制手段の変更	規制のやり方・手順などを変更したケースを想定(特に費用に影響)

# 事後評価の実施時期等

## ■ 事後評価の実施時期

- 規制の特性を考慮し、事後評価を実施する時期を、事前評価の時点で明確にしておく(規制導入から一定期間経過後に行われることが望ましい)。

## ■ 事後評価の実施方法

- 事後評価の際、どのように費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するか、必要な指標を事前評価の時点で明確にしておく。
- 規制内容によっては、事後評価までの間にモニタリングを実施し、その結果を基に事後評価を行うことが必要になる。そのため、指標を明確化するとともに、その指標を測定する方法等についても併せて検討しておくことが望ましい。

### <指標の例>

影響項目	指標の例
遵守費用	ろ過設備または紫外線照射設備を設置した事業者数、各事業者の設置数
行政費用	説明会の実施回数
効果(便益)	感染症発生の件数(罹患者数)

# 簡素化した評価手法

## ■ 簡素化した評価手法

- 社会に対する影響の大きい規制の評価に注力する観点からも、メリハリのある評価の手法を導入。
- 通常の事前評価書と比べて、「直接的な効果(便益)の把握」、「費用と効果(便益)の関係」及び「代替案との比較」が不要になる。

### 【対象】

以下のいずれかに該当する場合、簡素化した評価手法を適用できる。

- ① 規制の導入に伴い発生する費用が少額(10億円未満)
- ② 規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの
- ③ 国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの
- ④ 国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの
- ⑤ 科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの
- ⑥ 何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの
- ⑦ 規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの

### ＜簡素化した評価手法を使うには＞

当面の間、総務省行政評価局の事前確認手続を経る必要。

- (1) 簡素化した評価書原案(様式2のうち、上記要件に該当することの説明を記載する欄のみ埋めたもの)を作成し、総務省行政評価局に連絡。
- (2) 行政評価局は、必要に応じて政策評価審議会委員から意見聴取の上、簡素化した評価手法の適用が妥当か否かについて1週間以内を目途に回答。
- (3) 簡素化した評価手法の適用が「妥当」との回答の場合、様式2の「規制の事前評価書(簡素化)」を作成する。適用が「不适当」との回答の場合、様式1の通常の評価書を作成する。

# 事後評価

## ■ 事後評価

- 事前評価を実施した規制について、既に導入された規制の妥当性を確認するため、事後評価を実施。
- 「政策評価に関する基本方針」(平成17年閣議決定)に基づき、各府省が策定する基本計画及び実施計画において、「事前評価を実施した規制」を事後評価の対象として定めた上で、見直し時期到来時に事後評価を実施。

## ■ 規制の事後評価の全体的な流れは、大きく区分すると、以下の3つのステップとなる。

STEP1 事前評価時の想定との比較	<ul style="list-style-type: none"><li>・課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響の有無を確認。</li><li>・想定外の影響の発現有無を確認。</li><li>・事前評価時におけるベースラインについて検証。</li><li>・規制(緩和)を継続する必要性について検証。</li></ul>
STEP2 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	<ul style="list-style-type: none"><li>・事前評価時の費用推計と事後評価時に把握した費用に乖離がある場合、その理由を明らかにする。</li><li>・事前評価時の効果(便益)予測と事後評価時に把握した効果(便益)に乖離がある場合、その理由を明らかにする。</li></ul>
STEP3 考察	<ul style="list-style-type: none"><li>・事後評価を行った結果、どのようなことが明らかになったか。明らかになったことを踏まえ、どのような対応を行うことが妥当か。規制の改廃を判断する根拠として活用。</li></ul>